



白 井 市

消 費 生 活 セ ン タ ー

だ よ り

第 5 号 令 和 元 年 7 月 発 行

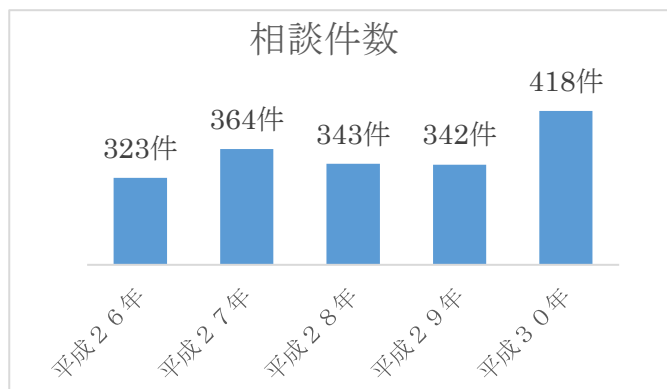
発 行 元 : 白 井 市 消 費 生 活 セ ン タ ー
(市 民 環 境 経 済 部 産 業 振 興 課)

TEL : 047-492-1111 (代 表)

《平成30年度相談件数》

平成30年度の相談件数は418件でした。
昨年度の相談件数342件より22%増加
しています。

高齢者(60歳以上)の相談は233件で、
全体の55%にあたります。



《相談内容別件数 上位》

- ・はがきによる架空請求
- ・デジタルコンテンツ
- ・携帯電話サービス
- ・光回線
- ・住宅修理関連サービス

架空請求のはがきの相談が前年度より約58%も増加しました。「総合消費料金」や「最終通知書」等の名目で、主に50代以上の女性の方に届いています。絶対に電話はしないで下さい。



《最近、多い相談内容》

- ・インターネットや電話料金が安くなると、電話や携帯電話のお店で勧誘されて、よくわからないままに光回線サービスの契約をしたが、解約したいという相談が増えています。光回線サービスはクーリング・オフが出来ません。クーリング・オフではありませんが、初期契約解除制度の対象で、契約書面が届いた日から8日間は違約金なく解約できます。ただし、事務手数料、工事費、既に利用したサービスの料金は支払う必要があります。工事前であれば初期契約解除制度とは別に、業界団体のルールで解約が可能な場合がありますので、困ったときは、消費生活センターへ相談して下さい。

白井市消費生活センターのご案内

相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

相談時間：10:00～12:00、13:00～16:00

場所：白井市役所 本庁舎 2階

電話：047-492-1111（代表）

広報誌毎月15日号に「はい！
消費生活センターです」を掲載
中！！

高齢者を見守り支える地域ぐるみネットワーク

白井市の75歳以上高齢者の人口は、2017年は6,257人ですが、2025年推計では10,500人と、約1.7倍に増える見込まれています。それに伴い、要介護や認知症になる方、医療が必要な方も増えていくことが予測されます。市では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者を見守り・支えるネットワーク構築に向けた取り組みを進めています。

《しろい高齢者みまもりネット》

地域の事業者・団体・住民の皆様、ふだんの生活や業務の中で、さりげなく様子を気にかけていただく「緩やかな見守り」のネットワークです。心配な方について連絡をいただいた場合、警察・消防と連携し、確認や支援を行います。

白井市内で、消費者被害関連情報が複数発生した場合、みまもりネット協力者にメールなどで「しろいみまもり通信」を送信し、注意喚起を行っています。



協力事業者等 267ヶ所
(H29年3月時点)

地域全体で認知症サポーター（理解者）を増やそう

認知症とは「記憶障害に加え判断が不適切になり、段取りをつけて物事を進めることができない状態」を言います。このような症状のために、日常生活に手助けが必要な状況になります。

しかし、「認知症になると何も分からなくなる」というのは大きな間違いです。認知症特有の「言われても思い出せない物忘れ」が重なると、本人は何かが起こっていると不安を感じ始め、誰よりも心配になり、苦しいのも、悲しいのも本人なのです。周りの人が認知症を理解しサポートすることで、認知症の方がこれまでどおり地域で安心した生活が送れるようになります。

そこで、市では認知症への理解を深め、認知症の方に接するコツを知る事で、地域全体で認知症の方を見守っていけるよう全世代にわたる「認知症サポーター」を、各地域に増やしていきたいと考えています。「認知症サポーター養成講座」を受けてみたいと思ったら、白井市地域包括支援センターまでお問合せください。

認知症サポーターの証



「認知症サポーター」のいる
企業や事業所、サロンの目印

担当/白井市地域包括支援センター 電話 047-497-3474

出前消費者講座のご案内 ～自立した消費者をめざして～

市の消費生活相談員が地域で起きている身近な事例や最新の消費者トラブルの動向をゲームやクイズを織り交ぜてお話しします。ご近所での会合、地域で活動するグループや高齢者サロンなどで、ぜひご利用ください。

講師（相談員）の派遣は無料です。

内容や日時・場所についてはご相談ください。【問】商工振興課 492-1111（内 3243）

